

ショッピングカートを設置されている事業者様へ

※この文書は、ゆめタウン博多・西鉄ストア 筥松店・ルミエール 箱崎店・マルショク 吉塚駅東店・サニー 吉塚駅前店・サトー食鮮館 松島店・ダイエー 吉塚パピヨンプラザ店・Mr MAX 吉塚店と筥崎瓦版対象地域にて営業されているスーパーマーケット様店舗等に配布しています。

配布者 : 夢企画 (太田) 福岡市東区筥松2-3-17-202
電話 092-624-1316
FAX 092-624-1317
文書 URL http://yumekikaku.jp/dist_doc/... (未定)

配布趣旨:

ショッピングカートを設置する店舗が増える中、設置された施設(敷地)内でのみ使用されるはずのカートが近隣の公園や民家の敷地に放置されていたり、集合住宅の中に置かれている状態をよく目にします。

このような状態は地域の環境としては好ましくなく、個々の事業者にて対策の検討をお願いするとともに地域あるいは業界の標準管理仕様を検討すべく、各事業者に状況のお知らせと注意喚起を促すものです。

問題点:

カートを公園や路上等に放置されると子供たちのオモチャと化し、上に乗って転倒、また人為的でなくても路上を転がり人や車との接触事故等を起こす可能性も十分にあります。

本来カート利用者の責任ですが、カート設置者の管理責任が全くないとは言えません。

考慮事項:

地域の高齢者に於いては、体力や体形に問題がある方や足の悪い方も多く、かといって日々の事に介助や宅配を依頼するのも色んな面で負担がかかるという実情もあります。高齢者の歩行補助を兼ねた市販カートは12000~25000円くらいしますが金銭的負担も然る事ながら荷物の出し入れの仕方による問題もありそうです。それに、ショッピングカートは基本的に使いやすい・・・という面もあります。



公園に放置



民家敷地(歩道や車道境界)に放置



集合住宅内に放置
棟内の高齢者が利用



集合住宅近隣に一応固定
足の悪い高齢者が利用



↑
← 集合住宅の駐車場内に放置 →



◎敷地外へのカート放置撲滅や危険回避に関する試みのお願い

1 カートの個別管理をお願いします。

全てのカートに事業所名・連絡先・管理番号を付け、以下の内容を試みてください。

- ・廃棄・紛失・貸与（以後説明）等の定期的な状況把握
- ・敷地外の放置カートに対する問合せに答えられる様に、問い合わせ窓口に状況リストを設置

※本資料の配布者は吉塚駅前のサニーをよく利用していますが、その途中にある公園にカートが放置されている事があり、本年だけでも数回通報し同時に対策のお願いもしています。しかし何等改善の様子は見られません。吉塚駅出入り口付近や高架下駐車場付近（一般車道近く）等に放置されている状態も何度か目撃しました。人の往来や車道近くに放置されると非常に危険です。

よって最低限、放置された物がどの事業者の物で、何処に連絡すればよいのかを明確にするべきです。

出来る事なら全カートに「放置カートを発見された方は x x x までご連絡願います」等のラベルを貼って、その場で通報できる様にしておくことをおすすめします。

2 カート貸与制度の検討をお願いします。

必要性があると認められる特定の個人に対し以下の条件や仕様でカートを有償または無償で貸与する制度の検討をお願いします。

- ・他者への迷惑や事故につながらない形で適切に管理する事を条件とし、過失による放置や事故などの不具合があった場合は注意・警告・貸与取消・罰金を科す。（貸与契約等は書面で）
- ・貸与専用のカートを導入（小さくない中空タイヤ・ロック付・傘の格納や取付可・貸与用と判る目印等）
- ・貸与用以外のカートの敷地外への持ち出しや公共の場所での放置は窃盗事件として被害届を提出する。また防犯カメラ等で敷地外持ち出し者の記録を保存しておく。

※基本的に施設内の備品は全て管理する事をおすすめします。特にお客が直接利用する物には事業者・管理番号・連絡先等の情報を付けて定期的に状態の把握に努めるべきです。

もしも事故等があった場合の為に責任の所在を明確にし、また事故防止や不具合への早期対処のための仕組みを整えておくことをおすすめします。

3 何らかの試みを行った場合は、夢企画へご連絡いただければ幸いです。

良い取り組みは情報共有と言う観点から、他店舗へ直接あるいはネット上にて紹介させていただきます。